

証券コード 2349
2024年6月10日

株 主 各 位

千葉県香取市玉造三丁目1番5号
株式会社エヌアイデ
代表取締役社長 小 森 俊 太 郎

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nid.co.jp/ir/general-meeting/>



また、上記のほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エヌアイデイ」または「コード」に当社証券コード「2349」を入力・検索し、「基本情報」>「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、インターネット行使もしくは同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会前日の営業時間の終了時である2024年6月25日（火曜日）午後6時までに入力完了もしくは到着するようご処理くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前11時
2. 場 所 千葉県香取市佐原イ134-3
みんなの賑わい交流拠点コンパス研修室(1) (2)

※会場変更のお知らせ

本株主総会の会場は前回と異なっております。
ご来場の際には、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項
報告事項

1. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
議案

剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
ますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

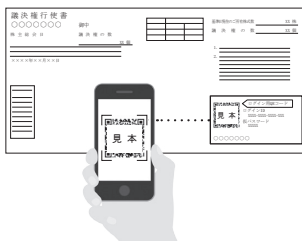
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

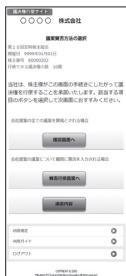
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

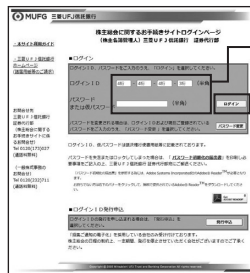


インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行もあり、社会・経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢、物価上昇、世界的な金融引き締めによる景気後退懸念等により、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの属する情報サービス業界では、業務プロセスのデジタル化、ビジネスプロセスそのものを変革するDX化等の需要が底堅く、IT投資は堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループでは、顧客の多様なニーズに対応するべく、開発手法の調査・研究、技術者教育や新卒・キャリア採用の強化等に取り組んでまいりました。

このような取組みの結果、当連結会計年度の経営成績については、売上高は22,571百万円（前期比10.4%増）、営業利益2,809百万円（同10.4%増）、経常利益3,126百万円（同14.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,108百万円（同4.6%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

【システム開発事業】

金融・保険、情報・通信、公共・社会インフラ等の分野の売上・利益が増加した結果、売上高は15,677百万円（前期比13.0%増）、営業利益は2,126百万円（同13.4%増）となりました。

【システムマネジメント事業】

運輸・通信、金融・保険、建築・製造等の分野の売上・利益が増加した結果、売上高は5,265百万円（同6.6%増）、営業利益は511百万円（同15.7%増）となりました。

【その他】

その他には、データソリューション事業、プロダクト事業、人材派遣事業を分類しております。

このうち、人材派遣事業の売上・利益が増加したものの、データソリューション事業の売上・利益が減少した結果、売上高は1,628百万円（同0.8%減）、営業利益は165百万円（同24.9%減）となりました。

【売上高内訳】

| セグメント別 | 前連結会計年度 (2023年3月期) | | 当連結会計年度 (2024年3月期) | | 前期比増減 | |
|------------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|-------|------|
| | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| システム開発事業 | 13,869 | 67.8 | 15,677 | 69.5 | 1,807 | 13.0 |
| システムマネジメント 事業 | 4,938 | 24.2 | 5,265 | 23.3 | 326 | 6.6 |
| その他 | 1,640 | 8.0 | 1,628 | 7.2 | △12 | △0.8 |
| 計 | 20,449 | 100.0 | 22,571 | 100.0 | 2,121 | 10.4 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は70百万円でありま
す。その主なものは、当社及び連結子会社における、工具器具及び備品24
百万円の取得、ソフトウェアの取得39百万円等の設備投資であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承 継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状 況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 第 54 期 (2021年3月期) | 第 55 期 (2022年3月期) | 第 56 期 (2023年3月期) | 第 57 期 (当連結会計年度) (2024年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 | 17,684,827 | 18,251,712 | 20,449,245 | 22,571,171 |
| 経 常 利 益 | 2,138,195 | 2,466,583 | 2,742,690 | 3,126,312 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | 1,363,734 | 1,631,511 | 2,210,396 | 2,108,010 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 120.09 | 145.66 | 199.03 | 191.83 |
| 総 資 産 | 20,675,620 | 21,904,375 | 24,020,006 | 26,228,255 |
| 純 資 産 | 15,171,283 | 16,101,177 | 17,911,232 | 19,709,852 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------|--------|----------|-------------------|
| | 千円 | % | |
| 株式会社N I D ・ M I | 30,000 | 100.0 | システム開発事業 その他事業 |
| 株式会社N I D 東北 | 30,000 | 100.0 | システム開発事業 |
| 株式会社N I D a i r | 30,000 | 100.0 | その他事業 |
| テニック株式会社 | 42,250 | 100.0 | システム開発事業 |

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経済情勢の急激な変化並びに I T の急速な進歩に伴ったニーズの変化に迅速に対応し、顧客の期待に最大限応えるために、経営の合理化・効率化を推し進め収益力の一層の向上を図り、継続的な企業価値の増大を目指してまいります。

この基本的な方向に沿って、以下の課題を重点的に推進してまいります。

① 新しい事業ポートフォリオの開拓

成長の源泉として新たなサービスやソリューションを創出することが重要であるとの認識のもと、企業における戦略的 I T 活用ニーズの高まりに対応し、新たな付加価値を提供する新規事業の創出を図るとともに、I T 技術革新へ適応した新規サービスの創出を図ってまいります。

② 既存事業の収益性の拡大

自社の強みを活かし、他社との差別化を図るべくより付加価値の高いシステム開発、I T ソリューションを提供してまいります。併せて業務・I T スキルの習得などの人材育成、ソフトウェア品質・生産性の向上を継続的に実施し、S I ビジネスの強化・拡大を図ってまいります。

③ 営業戦略の拡充

顧客のビジネス環境変化に対応するため顧客リレーションを強化し、提案型のソリューション営業の一層の強化を図るとともに、新規顧客の開拓、既存顧客の深掘を通じて、強固な顧客基盤を構築してまいります。併せてライアンス先との関係強化などにより販売チャネルを拡大し、営業戦略の拡充と実効性の向上を図ってまいります。

④ 業務改革推進による生産性の向上

効率的・持続的な成長のためには、生産性の向上が不可欠であると考えております。また、近年社会的な課題となっている「働き方改革」は、企業の健全な成長において重要なことであると考えており、単にコスト削減で利益増加を図るといような考え方ではなく、業務の自動化や省力化などにより、利益構造の改革と働き方改革を同時に推進し、生産性の高い組織への転換を図ってまいります。

⑤ 人材確保の強化

若年労働力人口が減少する一方、IT投資の増加やAI及びIoT等の先端技術分野での需要が増加していることから、今後、長期的には、更なるIT技術者の不足が予想されます。このような状況を踏まえ、当社は、社員の育成と新たな人材の確保が不可欠であると認識し、OJTや社外／社内研修による技術力の向上と先進技術の共有、並びに階層ごとの体系的なキャリア開発プラン等を通じて、人材の育成に努めます。また、新規採用については、選考・採用機会の拡大を図るべく、募集方法の多様化や選考方法の工夫により、通年で取り組んでいる中途採用活動と合わせて優秀な人材確保に取り組んでまいります。

⑥ ビジネスパートナーとの強固な関係強化

当社グループは、拡大化・複雑化するIT需要に機動的に対応するため、ビジネスパートナーとの強固な協力体制強化が不可欠であると認識しております。IT技術者不足が常態化している当業界において、当社グループとビジネスパートナーとが共存し開発体制を強化するため、ビジネスパートナー企業への教育サービスの提供及び案件ベースの契約に加えて継続的な契約の締結制度（コアパートナー制度）を推進し、今後一層のリレーション強化を図ってまいります。

⑦ 技術革新への対応及び開発力の強化

情報サービス産業においては、情報技術の進化とそれに伴う市場ニーズの変化に迅速に対応することが求められます。技術動向を掴み先進技術の研究及び人材育成を担う研究開発部門、顧客動向を捉える開発部門、市場動向を見極める営業部門で構成される各組織の連携を強化し、顧客・市場に求められる技術革新に的確に応える組織体制を強固なものにしてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社4社の5社で構成されており、システム開発事業、システムマネジメント事業、並びにその他事業を展開しております。

(6) 主要な事業所（2024年3月31日現在）

| | | |
|------------------|-------|----------|
| 当 社 | 本 社 | 東京都中央区 |
| | 埼玉営業所 | 埼玉県さいたま市 |
| | 中部事業所 | 愛知県名古屋市 |
| 株式会社 N I D ・ M I | 本 社 | 千葉県千葉市 |
| | 千葉事業所 | 千葉県千葉市 |
| | 佐原事業所 | 千葉県香取市 |
| 株式会社 N I D 東北 | 本 社 | 宮城県仙台市 |
| 株式会社 N I D a i r | 本 社 | 東京都中央区 |
| テニック株式会社 | 本 社 | 東京都渋谷区 |

(注) 当社の登記上の本店所在地は、千葉県香取市玉造三丁目1番5号であります。

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| システム開発事業 | 922名 | 33名増 |
| システムマネジメント事業 | 336名 | 8名増 |
| その他事業 | 192名 | 2名増 |
| 報告セグメント計 | 1,450名 | 43名増 |
| その他共通部門 | 152名 | 6名増 |
| 合計 | 1,602名 | 49名増 |

(注) 1. 上記の他、パート社員が119名おります。

2. その他共通部門として記載しております使用人数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,044名 | 41名増 | 39.1歳 | 14.9年 |

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事実はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 17,479,320株
- ② 発行済株式の総数 13,109,490株
- ③ 株主数 875名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------|----------|--------|
| 小森俊太郎 | 21,296百株 | 19.49% |
| 小森孝一 | 16,761百株 | 15.34% |
| エヌアイディ従業員持株会 | 10,252百株 | 9.38% |
| 光通信株式会社 | 8,503百株 | 7.78% |
| 株式会社クリエートトニーワン | 7,011百株 | 6.42% |
| 株式会社UH Partners 2 | 5,407百株 | 4.95% |
| 一般財団法人小森文化財団 | 3,000百株 | 2.75% |
| 株式会社エヌアイエル | 2,736百株 | 2.50% |
| 菅井源太郎 | 2,183百株 | 2.00% |
| 菅井康太郎 | 2,066百株 | 1.89% |

(注) 1. 当社は、自己株式を2,183,853株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|---|
| 取締役会長 | 小 森 孝 一 | 一般財団法人小森文化財団 代表理事 |
| 代表取締役社長 | 小 森 俊 太 郎 | |
| 常務取締役 | 盛 満 敏 昭 | D X 事 業 本 部 長 株 式 会 社 N I D ・ M I 取 締 役 株 式 会 社 N I D 東 北 代 表 取 締 役 株 式 会 社 N I D a i r 取 締 役 |
| 取 締 役 | 石 井 廣 | マ ー ケ テ ィ ン グ 本 部 長 株 式 会 社 N I D ・ M I 取 締 役 株 式 会 社 N I D 東 北 取 締 役 株 式 会 社 N I D a i r 取 締 役 テ ニ ッ ク 株 式 会 社 取 締 役 |
| 取 締 役 | 小 菅 宏 | コーポレートデザイン本部兼経理部長 株 式 会 社 N I D ・ M I 代 表 取 締 役 株 式 会 社 N I D 東 北 取 締 役 株 式 会 社 N I D a i r 取 締 役 |
| 取 締 役 | 酒 井 真 一 | デジタルビジネスデザイン事業部長 株 式 会 社 N I D ・ M I 取 締 役 株 式 会 社 N I D 東 北 取 締 役 株 式 会 社 N I D a i r 代 表 取 締 役 |
| 取 締 役 | 石 井 慎 一 | 弁 護 士 石 井 法 律 事 務 所 代 表 千 葉 市 都 市 局 指 定 管 理 者 選 定 評 価 委 員 会 会 長 |
| 常 勤 監 査 役 | 鈴 衛 哲 雄 | |
| 監 査 役 | 千 年 雅 行 | |
| 監 査 役 | 松 山 元 | 公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 松 山 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 M A O 合 同 会 社 代 表 社 員 石 井 食 品 株 式 会 社 社 外 監 査 役 株 式 会 社 タ ン ガ ロ イ 社 外 監 査 役 |

- (注) 1. 取締役石井慎一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役千年雅行氏及び監査役松山元氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役石井慎一氏、監査役千年雅行氏及び監査役松山元氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役千年雅行氏及び松山元氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役千年雅行氏は、長年にわたり会計事務所に勤務されており、財務及び会計業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役松山元氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。その概要は以下のとおりです。

(2) 決定方針の内容の概要

a. 基本方針

当社の役員報酬等は、会社の経営理念の下、会社の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図るため、以下の考え方に基づき決定するものとする。

- ・各役員の報酬は、取締役および監査役それぞれについて、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で役員報酬規程等に基づき決定する。
- ・当社の経営理念に基づく経営を実践し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高める。
- ・短期的な業績にとらわれずに、中長期の企業価値を増大するための意思決定を行うことを促すために、業績連動報酬の無い固定報酬と退職慰労金のみとする。
- ・経済情勢、社員の給与水準および同業他社との報酬水準を考慮した報酬体系とする。

・取締役の報酬については取締役会により決定し、監査役の報酬については監査役の協議により決定する。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、社員の給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 個人別の報酬額等の内容についての決定権限は、代表取締役社長を議長とする取締役会が有しております。報酬決定手続きは、代表取締役社長が取締役会に対して、各取締役の業績に対する貢献度を勘案のうえ報酬額を起案し、取締役会で審議のうえ決定するものとする。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が各取締役の業績に対する貢献度等を勘案のうえ起案した報酬案を取締役会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報酬等の総額 |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 7名 (1名) | 247百万円 (6百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3名 (2名) | 14百万円 (7百万円) |
| 合 計 | 10名 | 261百万円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1997年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
4. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。
5. 上記の報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の増加額22百万円が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役石井慎一氏は、石井法律事務所の代表及び千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会長であります。

当社と同事務所及び同委員会との間には、特別な関係はありません。

- ・監査役千年雅行氏は、後藤会計事務所勤務であります。

当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。

- ・監査役松山元氏は、松山公認会計士事務所の所長及びMAO合同会社の代表社員であります。

当社と同事務所及び同社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役松山元氏は、石井食品株式会社及び株式会社タンガロイの社外監査役であります。

当社と各社との間には、特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

| | 活 動 状 況 お よ び 期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----------|--|
| 取締役 石井 慎一 | 当事業年度に開催された取締役会12回中12回出席いたしました。なお、同氏は弁護士として豊富な経験を有しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。 |
| 監査役 千年 雅行 | 当事業年度に開催された取締役会12回中12回出席し、監査役会14回（定例12回、臨時2回）中14回出席しております。当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 |
| 監査役 松山 元 | 当事業年度に開催された取締役会12回中12回出席し、監査役会14回（定例12回、臨時2回）中14回出席しております。当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定により、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

取締役及び監査役が有する主なスキル・経験・知識等は次のとおりであります。

| 氏名 | 当社における 地位／属性 | 企業経営 | IT・ DX | 営業・ マーケテ ィング | 財務・ 会計 | 人事・ 人財開発 | 財務・リ スクマネ ジメント |
|--------|-----------------|------|-----------|--------------------|-----------|-------------|----------------------|
| 小森 孝一 | 取締役会長 | ○ | | | ○ | | |
| 小森 俊太郎 | 代表取締役 社長 | ○ | | ○ | ○ | | |
| 盛満 敏昭 | 常務取締役 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 石井 廣 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 小菅 宏 | 取締役 | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 酒井 真一 | 取締役 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 石井 慎一 | 取締 役 社外 独立 | | | | | | ○ |
| 鈴衛 哲雄 | 常勤監査役 | | | | ○ | | ○ |
| 千年 雅行 | 監 査 役 社外 独立 | | | | ○ | | |
| 松山 元 | 監 査 役 社外 独立 | | | | ○ | | |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 27百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システム構築の基本方針として決定しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令遵守及び企業倫理に基づいた公正な企業活動の徹底を図るべく、社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、一定の重要な意思決定を伴う事項については同委員会で審議する。
 - ② 当社グループのコンプライアンスに対する基本ポリシーを策定し、役員及び社員が主体的に法令遵守を意識して業務に取り組むよう周知・教育する。
 - ③ 組織から独立した社長直轄の監査室を設置し、当社グループの日常業務の適切性・信頼性及び効率性、法令の遵守状況等について内部監査を実施する。
 - ④ 法令に違反する行為を当社グループ社員等が発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。社外弁護士及び当社総務部を「N I Dグループホットライン」と称した通報窓口とし、ホットラインの責任者（総務部長）は、通報内容を社長及び内部統制委員会に報告する。通報は匿名でも受け付け、通報者に不利益な取扱いをしない。
 - ⑤ 社長直轄の組織として内部統制推進室を設置し、当社グループの内部統制充実を図る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報（議事録・稟議書・契約書等）を、法令及び社内規程に基づき、文書により保存する。
 - ② 文書の保存期間その他の管理体制については文書管理規程による。
 - ③ 監査役が求めたときは、取締役または使用人はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理全般に係る規程と対応マニュアルを制定する。
 - ② 事業リスクについては「リスクプロジェクト対策委員会」を組織して、リスク発生の未然防止及びその拡大を防ぐための活動を行う。
 - ③ 情報リスクについては「情報セキュリティ委員会」を組織して、施策を決定し、役員及び社員に周知・教育を行う。
 - ④ 有事においては、社長を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたる。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況について監督等を行う。
 - ② 業務の運営については、各事業部長が将来の事業環境を見据え中期事業計画及び各年度予算を立案し、その内容を予算委員会で審議し目標予算を設定する。また、目標予算が当初の予定通りに進捗しているか業績管理を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及び当社子会社に適用する「企業理念」及び「グループ行動基準」を定め、役員及び従業員に対し徹底を図るとともに、関係会社管理規程を定めて、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行い、当社子会社の重要事項については、当社に対して適時かつ適正な報告がなされるよう、必要な体制の確保を行う。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理し、リスクの軽減化を図る体制の確保を行う。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社子会社の経営状況を把握し、適切なグループ経営の体制を構築・維持するため、職務権限に関する規程を整備する他、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制の確保を行う。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社子会社に対し、その業務執行における法令及び社内規程等の遵守状況の報告を適宜求め、不備事項については改善提案や指導を行う。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項・補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、その職務を補助する監査役スタッフを置くこととし、その人事については独立性を考慮したものとし、取締役と監査役が意見交換する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人の業務執行者からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものとする。
8. 当社の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
当社取締役及び使用人が当社グループに係る重要な事項について知り得た場合、直ちに常勤監査役に報告する体制を整備する。
- ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。また、当社グループの取締役等及び使用人は、当社グループに係る重要な事項について、これを発見し次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。
10. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。
11. その他当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会や定例幹部会議のほか、内部統制委員会やリスクプロジェクト対策委員会等の重要な会議に出席することができ、必要に応じて取締役や使用人より報告を求めることができる。
- ② 監査役は、監査室より内部監査の結果報告を受け、または特定事項に関し調査の依頼を監査室の担当責任者に求めることができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行い、また顧問弁護士より随時必要な時にアドバイスを求めて、外部の専門家と連携を図る。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

経営活動の障害となる反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対応し、決して妥協することなく一切の関係を遮断することを基本方針とする。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、当社総務部を対応統括部署として、組織的に毅然とした対応を行うこととし、適宜弁護士と協議できる体制も構築している。

社員への周知、教育面では、反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応することを行動基準の1つに設け、社員はこの行動基準を社員証と併せて携帯しており、全社員向けeラーニングや新入社員研修、階層別研修においても徹底を図っている。

13. 財務報告の適正性を確保するための体制

① 企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査

の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施状況の設定（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

② 組織から独立した社長直轄の監査室が、内部統制の運用状況の有効性について定期的・継続的に評価を行っている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当事業年度は、取締役会を17回（うち、書面開催5回）開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行状況を監督しております。

② 監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。

③ リスクプロジェクト対策委員会を4回、内部統制委員会を4回開催し、リスクの未然防止、コンプライアンスの徹底について、適切な対応に努めました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 18,772,965 | 流 動 負 債 | 3,344,226 |
| 現金及び預金 | 14,191,896 | 買掛金 | 683,941 |
| 受取手形 | 143,565 | 未払金 | 469,837 |
| 売掛金 | 4,043,283 | 未払費用 | 138,088 |
| 仕掛品 | 198,969 | 未払法人税等 | 598,250 |
| 前払費用 | 125,971 | 未払消費税等 | 259,315 |
| その他 | 69,279 | 賞与引当金 | 957,289 |
| 固 定 資 産 | 7,455,289 | 前受金 | 6,613 |
| 有形固定資産 | 298,844 | その他 | 230,890 |
| 建物及び構築物 | 174,374 | 固 定 負 債 | 3,174,176 |
| その他 | 124,469 | 退職給付に係る負債 | 2,531,311 |
| 無形固定資産 | 289,033 | 役員退職慰労引当金 | 582,787 |
| のれん | 182,475 | 資産除去債務 | 49,948 |
| ソフトウェア | 93,599 | その他 | 10,128 |
| その他 | 12,958 | 負 債 合 計 | 6,518,403 |
| 投資その他の資産 | 6,867,411 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資有価証券 | 5,454,573 | 株 主 資 本 | 18,845,991 |
| 出資金 | 560 | 資本金 | 653,352 |
| 繰延税金資産 | 884,568 | 資本剰余金 | 488,675 |
| 差入保証金 | 369,388 | 利益剰余金 | 19,579,581 |
| その他 | 158,320 | 自己株式 | △1,875,617 |
| 資 産 合 計 | 26,228,255 | その他の包括利益累計額 | 863,861 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 851,352 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 12,508 |
| | | 純 資 産 合 計 | 19,709,852 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 26,228,255 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 22,571,171 |
| 売上原価 | 17,301,133 |
| 売上総利益 | 5,270,037 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,460,243 |
| 営業利益 | 2,809,793 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 7,035 |
| 受取配当金 | 215,484 |
| 投資有価証券売却益 | 33 |
| 投資有価証券償還益 | 35,365 |
| 保険事務手数料 | 3,454 |
| 受取保険金 | 4,901 |
| 助成金の収入 | 44,477 |
| その他 | 20,620 |
| 営業外費用 | 331,373 |
| 支払利息 | 1,200 |
| 投資事業組合運用損 | 1,153 |
| 投資事業組合管理料 | 1,420 |
| 租税公課 | 6,790 |
| その他 | 4,289 |
| 経常利益 | 14,854 |
| 特別損失 | 3,126,312 |
| 固定資産除却損 | 325 |
| 投資有価証券売却損 | 4,993 |
| 投資有価証券評価損 | 1,499 |
| 税金等調整前当期純利益 | 6,819 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,119,492 |
| 法人税等調整額 | 1,046,314 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,011,482 |
| | △34,832 |
| | 2,108,010 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-----------------------------------|---------|---------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 653,352 | 488,675 | 17,760,317 | △1,587,797 | 17,314,547 |
| 連結会計年度中の 変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △288,746 | | △288,746 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 2,108,010 | | 2,108,010 |
| 自己株式の取得 | | | | △287,820 | △287,820 |
| 株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 1,819,263 | △287,820 | 1,531,443 |
| 当期末残高 | 653,352 | 488,675 | 19,579,581 | △1,875,617 | 18,845,991 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|-------------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 584,855 | 11,830 | 596,685 | 17,911,232 |
| 連結会計年度中の 変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △288,746 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | | 2,108,010 |
| 自己株式の取得 | | | | △287,820 |
| 株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額) | 266,497 | 677 | 267,175 | 267,175 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 266,497 | 677 | 267,175 | 1,798,619 |
| 当期末残高 | 851,352 | 12,508 | 863,861 | 19,709,852 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 11,743,495 | 流 動 負 債 | 2,457,309 |
| 現金及び預金 | 8,152,069 | 買掛金 | 597,895 |
| 受取手形 | 104,136 | 未払金 | 272,748 |
| 売掛金 | 3,177,570 | 未払費用 | 101,067 |
| 仕掛品 | 163,784 | 未払法人税等 | 455,093 |
| 前払費用 | 64,180 | 未払消費税等 | 194,898 |
| その他 | 81,753 | 預り金 | 120,933 |
| 固 定 資 産 | 6,539,220 | 賞与引当金 | 701,642 |
| 有 形 固 定 資 産 | 108,599 | その他 | 13,030 |
| 建物 | 60,013 | 固 定 負 債 | 2,447,650 |
| その他 | 48,585 | 退職給付引当金 | 1,904,569 |
| 無 形 固 定 資 産 | 90,147 | 役員退職慰労引当金 | 519,300 |
| ソフトウェア | 78,927 | 資産除去債務 | 17,907 |
| その他 | 11,219 | その他 | 5,873 |
| 投資その他の資産 | 6,340,473 | 負 債 合 計 | 4,904,959 |
| 投資有価証券 | 4,041,683 | 純 資 産 の 部 | |
| 関係会社株式 | 1,333,889 | 株 主 資 本 | 12,742,499 |
| 繰延税金資産 | 647,020 | 資本金 | 653,352 |
| 差入保証金 | 176,757 | 資本剰余金 | 488,675 |
| ゴルフ会員権 | 62,950 | 資本準備金 | 488,675 |
| 保険積立金 | 71,875 | 利 益 剰 余 金 | 13,476,089 |
| その他 | 6,296 | 利益準備金 | 29,095 |
| | | その他利益剰余金 | 13,446,994 |
| | | 別途積立金 | 810,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 12,636,994 |
| | | 自 己 株 式 | △1,875,617 |
| | | 評価・換算差額等 | 635,256 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 635,256 |
| 資 産 合 計 | 18,282,715 | 純 資 産 合 計 | 13,377,756 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 18,282,715 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 16,579,306 |
| 売上原価 | | 12,838,371 |
| 営業利益 | | 3,740,934 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,785,518 |
| 営業外収益 | | 1,955,415 |
| 受取利息 | 1 | |
| 有価証券利息 | 5,639 | |
| 受取配当金 | 164,719 | |
| 投資有価証券売却益 | 19 | |
| 投資有価証券償還益 | 35,365 | |
| 保険事務手数料 | 3,454 | |
| 受取保険金 | 2,810 | |
| 助成金収入 | 11,530 | |
| その他 | 21,039 | 244,581 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 784 | |
| 投資事業組合運用損 | 1,153 | |
| 投資事業組合管理料 | 1,420 | |
| 租税公課 | 558 | |
| その他 | 1,903 | 5,821 |
| 経常利益 | | 2,194,175 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 26 | |
| 投資有価証券売却損 | 4,993 | |
| 関係会社株式評価損 | 1,499 | 6,520 |
| 税引前当期純利益 | | 2,187,654 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 715,248 | |
| 法人税等調整額 | △28,485 | 686,763 |
| 当期純利益 | | 1,500,891 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|---------------------------------|---------|---------|-------------|------------------|---------|---------------------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利 準 備 金 | 益 金 | その他利益剰余金 |
| | | | | 別 積 立 | 途 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高 | 653,352 | 488,675 | 488,675 | 29,095 | 810,000 | 11,424,849 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △288,746 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 1,500,891 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | － | 1,212,144 |
| 当 期 末 残 高 | 653,352 | 488,675 | 488,675 | 29,095 | 810,000 | 12,636,994 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------------|------------|------------|------------|------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価証 券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 12,263,944 | △1,587,797 | 11,818,174 | 408,726 | 408,726 | 12,226,900 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | △288,746 | | △288,746 | | | △288,746 |
| 当 期 純 利 益 | 1,500,891 | | 1,500,891 | | | 1,500,891 |
| 自己株式の取得 | | △287,820 | △287,820 | | | △287,820 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） | | | | 226,530 | 226,530 | 226,530 |
| 事業年度中の変動額合計 | 1,212,144 | △287,820 | 924,324 | 226,530 | 226,530 | 1,150,855 |
| 当 期 末 残 高 | 13,476,089 | △1,875,617 | 12,742,499 | 635,256 | 635,256 | 13,377,756 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社エヌアイデイ

取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

| | | | |
|-------------|-------|-----|-----|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 田 中 | 信 行 |
| 業 務 執 行 社 員 | | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 末 益 | 弘 幸 |
| 業 務 執 行 社 員 | | | |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌアイデイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社エヌアイデイ

取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

| | | | |
|-------------|-----------|-----|-----|
| 指 定 社 員 | 公 認 会 計 士 | 田 中 | 信 行 |
| 業 務 執 行 社 員 | | | |
| 指 定 社 員 | 公 認 会 計 士 | 末 益 | 弘 幸 |
| 業 務 執 行 社 員 | | | |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸

借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社エヌアイデイ 監査役会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 鈴 | 衛 | 哲 | 雄 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 千 | 年 | 雅 | 行 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 松 | 山 | | 元 | Ⓜ |

以上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様への利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、更なる経営基盤の強化、積極的な事業展開、組織・運営効率の向上、及び財務体質の強化を図りつつ、各期の業績、将来の事業展開、配当性向等を勘案しながら、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

上記に基づき、当期の期末配当につきましては、最近の業績や今後の見通し、株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり1株につき27円とさせていただきたいと存じます。

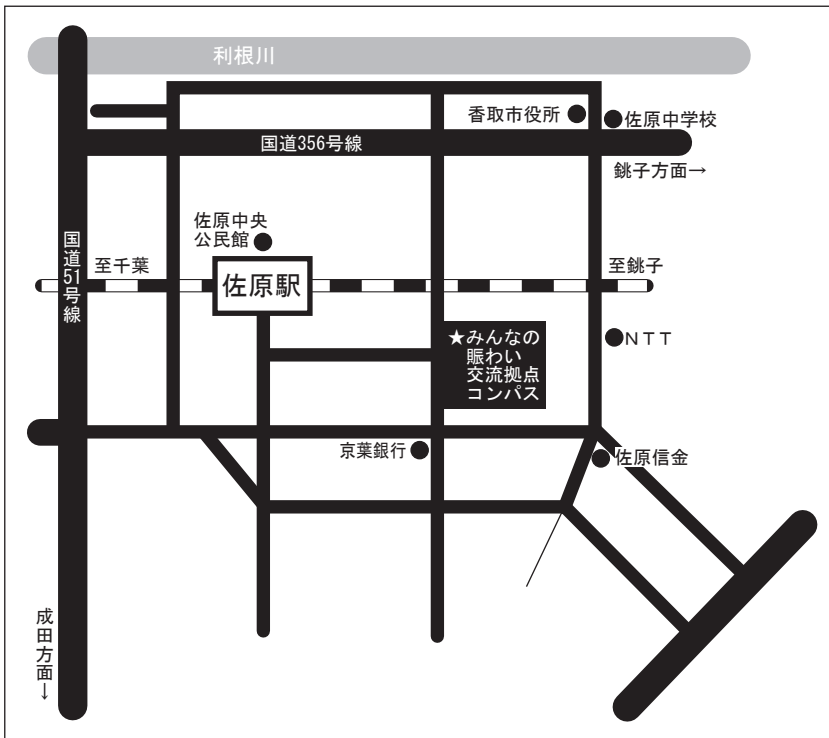
- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金27円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、294,992,199円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日といたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 千葉県香取市佐原イ134-3
みんなの賑わい交流拠点コンパス研修室(1) (2)
電話 0478-79-5773

※開催会場が前回と異なっております。ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。



交通 JR成田線 佐原駅から徒歩約5分